

静岡県土地利用基本計画書 (案)

目 次

1. 土地利用基本計画の意義	1
2. 土地利用の基本方向	1
(1) 県土利用の基本理念	1
(2) 県土利用の基本方針	1
(3) 土地利用の原則	4
都市地域	4
農業地域	5
森林地域	6
自然公園地域	6
自然保全地域	7
3. 五地域区分の重複する地域における土地利用 に関する調整指導方針	8
(1) 土地利用の優先順位及び誘導の方向	8
都市地域と農業地域とが重複する地域	8
都市地域と森林地域とが重複する地域	8
都市地域と自然公園地域とが重複する地域	9
都市地域と自然保全地域とが重複する地域	9
農業地域と森林地域とが重複する地域	10
農業地域と自然公園地域とが重複する地域	10
農業地域と自然保全地域とが重複する地域	10
森林地域と自然公園地域とが重複する地域	11
森林地域と自然保全地域とが重複する地域	11
(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の 土地利用調整上留意すべき基本的事項	11
< 参考資料 >	
1 土地利用基本計画図地域区分別面積	12
(1) 五地域区分の面積	12
(2) 五地域区分の重複状況別面積	13
(3) 参考表示の地域・地区等の面積	14
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	15
(参考) 五地域区分の重複する地域を参考に示した概念図	16
3 国土計画体系図	20

1 土地利用基本計画の意義

この計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、静岡県の区域について、適性かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画（全国計画及び静岡県計画）を基本として策定し、国土利用計画法に基づく土地取引規制、開発行為の規制等に関する措置を実施するにあたっての基本となる計画である。

即ち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という）に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については国土利用計画法第16条第1項第3号及び第24条第1項等によって直接的に、開発行為については、個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を担うものである。

2 土地利用の基本方向

（1）県土利用の基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、美しい景観の保全や自然との共生、地震や津波等の災害に対する防災と減災、豊かで快適な県民生活の創造などに配意し、健康で文化的な生活環境の確保と、県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

（2）県土利用の基本方針

本県では、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を目指し、「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりとこれに基づく「内陸のフロンティアを拓く取組」を進めている。これらの実現に向け、限られた県土を適正かつ合理的に利用するために、県土の利用区分に応じた個々の土地需要の量的調整を行うとともに、県土利用の質的向上を積極的に推進し、持続可能な県土の管理と県土構造の再編を行う。

土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、近年、全体としては地目間の土地利用転

換は鈍化しているものの、地域によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、県土に形成された様々なストックを有効に利用することを優先し、利用価値に見合った適正な地価の水準を確保しながら、土地利用の不可逆性等土地の持つ適性を踏まえ、計画的に土地利用転換を図るものとする。

県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、低・未利用地の増加や身近な自然の喪失等に対する懸念、南海トラフ巨大地震等による地震・津波災害や風水害等への不安、また、心の豊かさや身近な自然とのふれあいに対する志向が高まっていることから、「美しい景観の形成や自然と共生した県土利用」、「災害に強い安全な県土利用」、「豊かな県民生活を育み快適でうるおいある県土利用」を目指すものとする。

ア 美しい景観の形成や自然と共生した県土利用

温暖化防止など環境への負荷の軽減に配慮し、魅力ある美しい農山漁村や都市景観の形成などを進めるとともに、富士山、南アルプス、浜名湖、伊豆半島の海岸線等変化に富んだ優れた自然、多面的機能を持つ森林や農用地、水源等を保全し、都市環境と調和した身近な自然の維持・復元などを進め、美しい景観の形成や自然と共生した県土利用を図る。

特に、我が国の象徴である富士山については、総合的な環境保全対策を進めるとともに、歴史的・文化的な美しい景観の保全・継承を図る。

イ 災害に強い安全な県土利用

被害をできる限り軽減する「減災」を目指し、南海トラフ巨大地震等による地震・津波災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、風水害や土砂災害等に対応した農用地、森林、河川、海岸等の保全や機能の維持・向上を図り、さらに、火山噴火や今後明らかになる活断層に起因し想定される災害にも備えた、災害に強い安全で安心な県土利用を図る。

ウ 豊かな県民生活を育み快適でうるおいある県土利用

開発と保全との調和を基本として都市的土地利用の秩序ある集約化や低未利用地の有効利用を進め、既存産業の振興のほか、新産業の創出にも配慮するとともに、快適性や利便性の向上を図る環境づくりを進め、水と緑のうるおいある空間の形成を図り、豊かな県民生活を育み快適でうるおいある県土利用を

図る。

持続可能な県土管理

持続可能な県土管理に関しては、地域の様々な土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大を踏まえ、県土をより良い状態で次世代に引き継ぐことが必要である。

このため、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法を適切に運用するとともに、本計画や静岡県国土利用計画、市町国土利用計画等を基本として、広域的な県の視点と即地的な市町の視点を踏まえ、両者が県土地利用の総合的かつ計画的な調整を図り、適正な土地利用を確保する。

また、地域間の機能分担と交流・連携を促進することで、多層的な連携軸を形成し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を図るとともに、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動や農地の保安全管理活動への参加など、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う取組を促進する。

県土構造の再編（地域別の土地利用の基本方向）

ア 沿岸・都市部

沿岸・都市部は、これまでに集積した生活や産業等の都市機能を守るために防災施設を効果的に配置し、都市の防災機能を高めるとともに、これまでの営みの中で育まれた歴史や伝統文化の保全に配慮しつつ、災害危険性の少ない低・未利用地等を活用した住宅地の整備や緑地空間の創出など計画的な土地利用により、都市の再生を促進する。

イ 内陸・高台部

内陸・高台部を通過する新東名高速道路や高規格幹線道路のインターチェンジ等の周辺地域は、都市的土地利用の需要増加が見込まれ、開発に起因する災害の発生や景観・環境への影響が懸念される。このため、産業や生活の基盤整備に当たっては、計画的な配置に努め、乱開発を抑止するとともに、農村や森林等の環境の保全、建築物の高さ制限を含め景観への配慮を図る。

* 沿岸・都市部は、南海トラフ巨大地震に伴う津波被害が想定される沿岸地域において、都市地域の市街化区域及び用途地域、現に都市的土地利用がされている地域並びに沿岸地域の隣接部において都市地域と農業地域又は森林地域が重複する地域のうち、津波等の災害リスクを回避するため、都市的土地利用の需要増が見込まれる一定地域。

* 内陸・高台部は、津波の災害リスクが低い地域において、都市地域の市街化区域及び用途地域並びに都市地域と農業地域又は森林地域が重複する地域のうち、高規格幹線道路のインターチェンジ周辺等の都市的土地利用の需要増が見込まれる一定地域。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に示された「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」の地域ごとに、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、それぞれの原則に従って適正な土地利用を行わなければならない。

また、いずれに属さない地域においても、上記に留意しつつ、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して、適正な土地利用を図るものとする。

都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定することが相当な地域である。

都市地域の土地利用については、快適性、利便性の向上や都市景観の形成に配慮しつつ、災害に強い安全な都市づくりや集約型都市構造への転換を図るため、市街化区域（都市計画法第7条第1項により定められた、既に市街地を形成している区域や優先的に市街化すべき区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号により建築物の用途や形態の制限を定めた地域をいう。以下同じ。）において、必要とされる住宅地や商工業用地等を計画的に確保、整備することを基本とし、それ以外の地域における新たな市街地整備等の都市的土地利用は極力抑制する。

また、広域的な交通体系の整備により、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進し、効率的な土地利用を図るものとする。

ア 市街化区域においては、当該地域内の水辺や樹林地等が都市景観や身近な自然環境として不可欠な要素であることから、積極的な保全に配慮しつつ、低未利用地の有効利用とともに、まちづくりと一体となった道路、公園、下水道等の都市施設の整備を計画的に推進し、集約型都市構造の構築に向け、安全性、快適性、利便性等に配慮した市街地の形成を図るものとする。

イ 市街化調整区域(都市計画法第7条第1項により定められた、市街化を抑制すべき区域をいう。以下同じ。)においては、良好な自然環境や優良な農林地等の保全に努め、拡散的な都市的土地利用は抑制する。

ただし、市街化調整区域の性格を変えない範囲で、地域課題となる都市と農山漁村の共生・対流の促進、集落のコミュニティ機能や住環境の維持等のための土地利用が必要と認める場合には、開発による様々な影響を検討し、都市計画以外の他の土地利用計画との調整を図った上で、地区計画の適用等を進めるなど、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとする。用途地域以外の都市地域の土地利用については、地域の土地利用の動向を踏まえ、自然環境や農林地の保全と調和した土地利用を図るものとする。

農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第6条により、農業振興地域として指定することが相当な地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が豊かな農産物を安定供給するための最も基礎的な資源であるとともに、農業の持続的発展によって、自然と調和した景観の形成や洪水防止、水資源のかん養等農用地の有する多面的機能が発揮されることから、担い手等への農用地の利用集積、耕作放棄地の発生防止と解消等を通じて、極力、現況農用地の保全と有効利用を図るものとし、農用地区域(農振法第8条第2項第1号により定められた農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。)においては、地域の特性に応じた効果的かつ効率的な生産基盤の整備を推進し、良好な営農条件を備えた農用地を計画的に確保するものとする。

ア 農用地区域内の土地については、長期にわたり農業上の利用を確保すべき優良な農用地等であることから、他用途への転用は行わないものとする。

ただし、公共用施設の設置等のためやむを得ず農用地区域の土地を他の用途に供する必要がある場合には、農振法の規定に従い、農用地区域から除外するものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農用地については、農業生産力の高い農用地、集団的に存在している農用地又は農業に対する公共投資の対象となった農用地の転用は原則として行わないものとする。

ただし、農業以外の他の土地利用計画との調整が整った場合には、その転用は調整された計画等を尊重するものとする。

森林地域

森林地域は、森林資源の活用と保護により、森林を持続的に管理し、木材の生産と公益的機能を発揮させる必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域及び第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定めることが相当な地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材等の林産物の供給をはじめ、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全等、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、県民生活の維持、向上に大きく寄与していることから、地域森林計画等の森林整備目標のもと、造林、間伐等の森林施業の推進により、森林の持つ諸機能が高度に発揮されるよう、整備・保全を図るものとする。

ア 保安林（森林法第25条第1項により指定された保安林をいう。以下同じ。）については、県土の保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な配備や管理を行うとともに、原則として他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。なお、森林を他用途へ転用する場合には、防災面や環境面への配慮と周辺土地利用との調整を十分に行い、多面的機能の維持・保全に努めるものとする。

自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条により自然公園として指定することが相当な地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するものであることを考慮し、優れた自然及び生態系の保護を図るとともに、自然と親しむ場としてその適正な利用を促進するものとする。

ア 特別保護地区(自然公園法第21条第1項により指定された特別保護地区をいう。以下同じ。)については、指定の趣旨に即し、景観の厳正な維持を図るものとする。

イ 特別地域(自然公園法第20条第1項又は第73条第1項に基づく静岡県立自然公園条例第12条第1項により指定された特別地域をいい、自然公園法第21条第1項により指定された特別保護地区を除く。以下同じ。)については、その風致の維持を図るべき地域であり、現在の景観を極力保護することが必要な第1種特別地域、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な第2種特別地域、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない第3種特別地域に区分していることから、それぞれの区分の趣旨を踏まえ、都市的土地利用、農業的土地利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域については、都市的土地利用又は農業的土地利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成し、その自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進すべき地域であり、自然環境保全法第14条、第22条及び第45条により自然環境保全地域として指定することが相当な地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、次の世代に自然環境を継承できるよう、積極的に保全を図るものとする。

ア 原生自然環境保全地域(自然環境保全法第14条により指定された原生自然保全地域をいう。以下同じ。)については、その指定の趣旨に即し、区域に

おける自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態で維持されるよう自然の推移にゆだねるものとする。

イ 特別地区(自然環境保全法第25条第1項又は第46条第1項に基づく静岡県自然環境保全条例第13条第1項により指定された特別地区をいう。以下同じ。)については、その指定の趣旨に即し、特定の自然環境の状況に応じて適正な保全を図るものとする。

ウ その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 土地利用の優先順位及び誘導の方向

都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域が重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、森林としての利用を優先するが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能を維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園が持つ機能に留意しつつ、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

自然保全地域が持つ機能に留意しつつ、自然保全地域としての保護との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

農業地域と森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

- イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林として利用を認めるものとする。

- ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

- イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

対象となる五地域の重複の組合せ	特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
都市地域と農業地域	袋井市新池地区 彦島地区 松袋井地区 諸井地区	混住化の進行等に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に誘導し、農地の集団的な保全・利用を図る。

1 土地利用基本計画図地域別面積

(1) 五地域区分の面積

平成25年3月31日現在

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	346,960	44.6
	農 業 地 域	447,696	57.5
	森 林 地 域	492,033	63.2
	自 然 公 園 地 域	83,778	10.8
	自 然 保 全 地 域	6,301	0.8
	計	1,376,768	176.9
白 地 地 域		10,432	1.3
合 計		1,387,218	178.3
県 土 面 積		778,060	100.0

- (注)
- 1 各地域面積は、企画広報部調べ
 - 2 県土面積は、国土交通省国土地理院「平成24年全国都道府県市区町村別面積調」によった。(ただし、境界未定の地域については、総務省自治行政局推計面積によった。)

(2) 五地域の重複状況面積

平成25年3月31日現在

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
重 複 の な い 域	(都)	70,149	9.0
	(農)	42,435	5.5
	(森)	180,199	23.2
	(公)	2,078	0.3
	(保)	11	0.0
	計	294,872	37.9
重 複 地 域	(都)と(農)	137,420	17.7
	(都)と(森)	14,578	1.9
	(都)と(公)	9,930	1.3
	(都)と(保)	2	0.0
	(農)と(森)	154,246	19.8
	(農)と(公)	2,680	0.3
	(農)と(保)	5	0.0
	(森)と(公)	28,531	3.7
	(森)と(保)	4,302	0.6
	(都)と(農)と(森)	78,522	10.1
	(都)と(農)と(公)	10,875	1.4
	(都)と(農)と(保)	10	0.0
	(都)と(森)と(公)	8,523	1.1
	(都)と(森)と(保)	1,629	0.2
	(農)と(森)と(公)	5,972	0.8
	(農)と(森)と(保)	209	0.0
	(都)と(農)と(森)と(公)	15,189	2.0
(都)と(農)と(森)と(保)	133	0.0	
	計	472,756	60.8
白 地 地 域		10,432	1.3
県 土 面 積		778,060	100.0

注) 各区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(3) 参考表示の地域・地区等の面積

平成24年3月31日現在

個別規制法	地域・地区等	面積 (ha)
都市計画法	市街化区域	46,201
	市街化調整区域	200,561
	その他都市計画区域における用途地域	10,868
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	447,760
	農用地区域	63,198
森林法	国有林	90,065
	地域森林計画対象民有林	402,004
	保安林	171,224
自然公園法	特別地域	50,176
	特別保護地区	3,989
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	1,115
	特別地区	1,982

注) 面積は、個別規制法担当部局資料によった。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分	五地域区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域		
	細区分	市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境保全地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	■											
	市街化調整区域		■										
	その他			■									
農業地域	農用地区域	×			■								
	その他	×				■							
森林地域	保安林	×			×		■						
	その他							■					
自然公園地域	特別地域	×							■				
	普通地域									■			
自然保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×		×	×	■		
	特別地区	×							×	×		■	
	普通地区	×							×	×			■

〔凡例〕

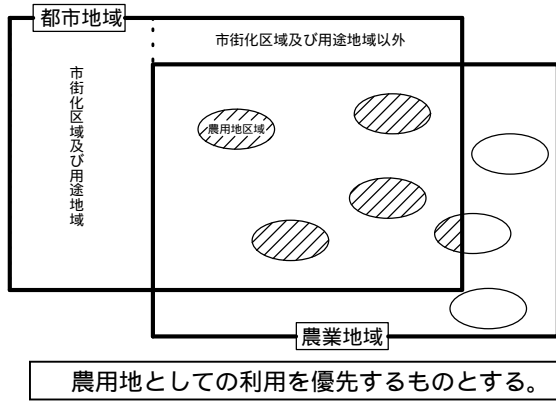
×	制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
→	相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
↔	相互に重複している場合は、両地域が両立するよう、調整を図る
○	原則として農用地としての利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
□	都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める
△	原則として森林の利用を優先するが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
◇	原則として農用地の利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める
▽	森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める
◇	自然公園としての機能を維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る
◇	自然公園が持つ機能に留意しつつ、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
◇	自然保全地域が持つ機能に留意しつつ、自然保全地域としての保護との調整を図りながら都市的な利用を認める

(参考) 重複する地域を示した概念図 (斜線部は重複部分を示す)

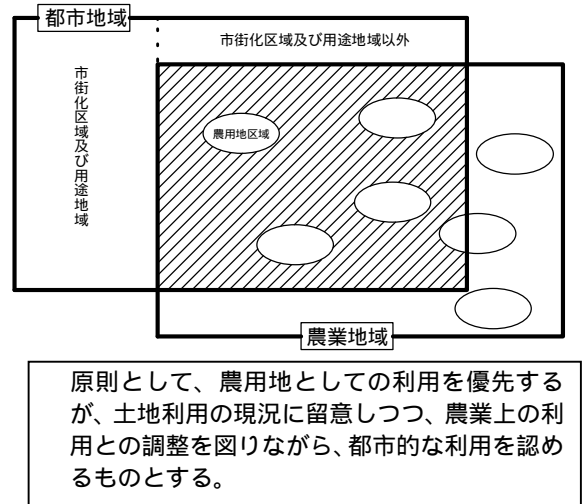
図は重複イメージであり面積シェアを示すものではない。(重複面積はP13表を参照)

都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

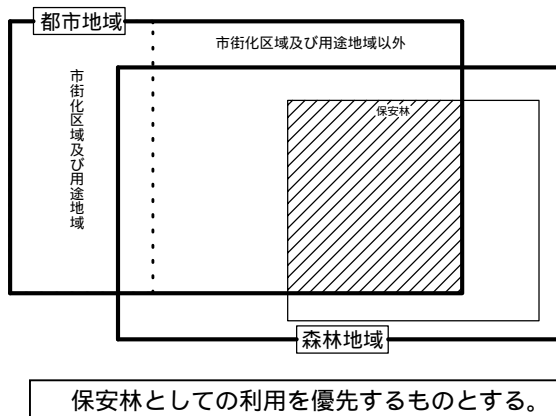


イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

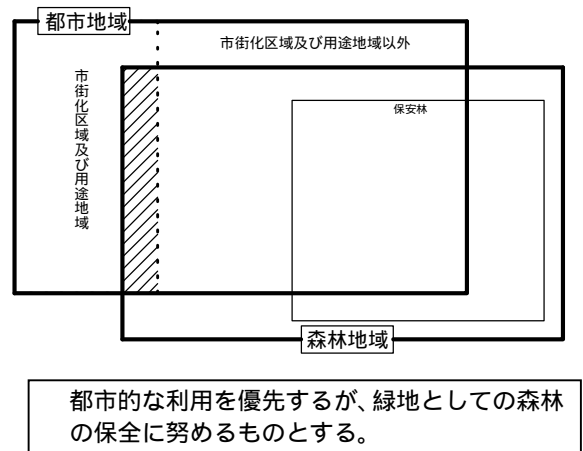


都市地域と森林地域とが重複する地域

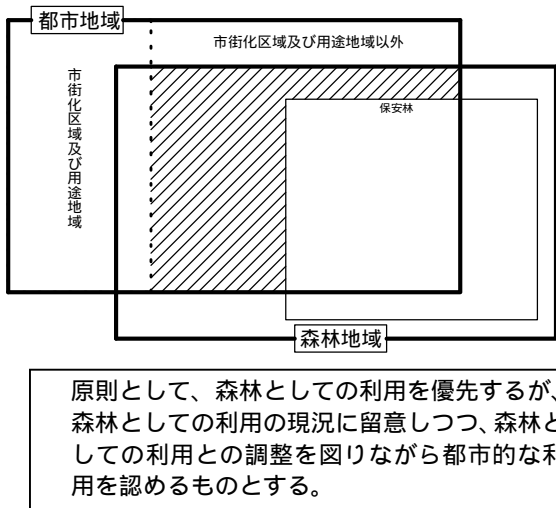
ア 都市地域と保安林の区域が重複する場合



イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

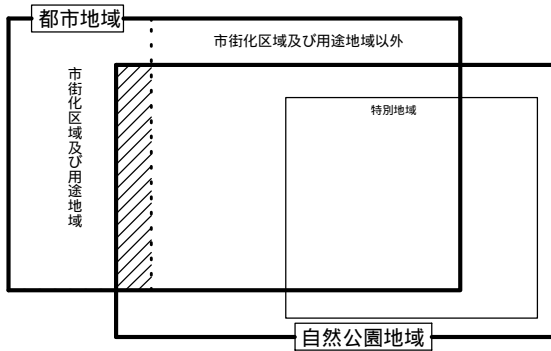


ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合



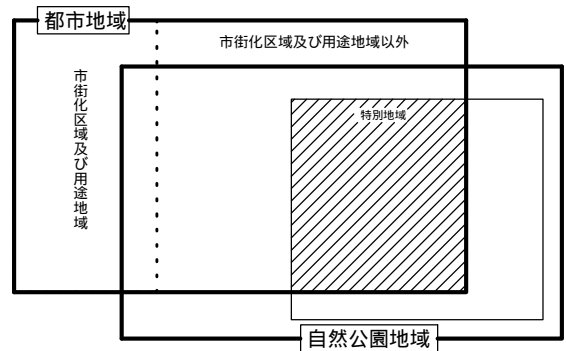
都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合



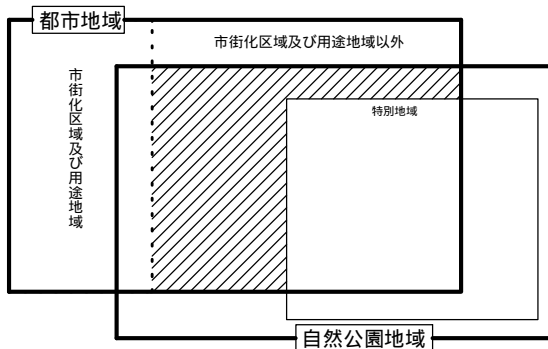
自然公園としての機能を維持するよう調整を図りながら、都市的利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合



自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

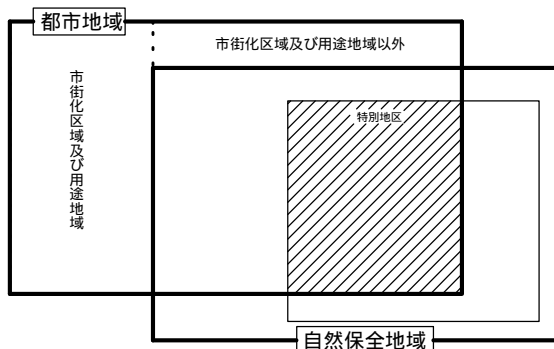
ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合



自然公園が持つ機能に留意しつつ、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

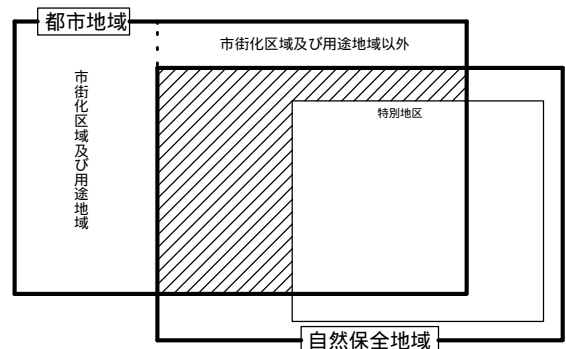
都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合



自然環境としての保全を優先するものとする。

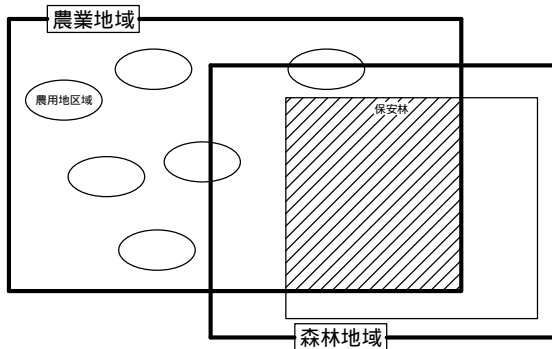
イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合



自然保全地域が持つ機能に留意しつつ、自然保全地域としての保護との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

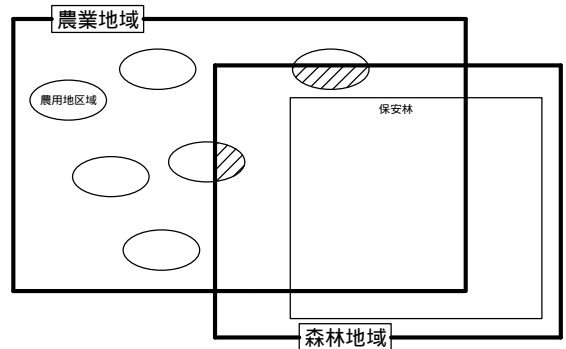
農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合



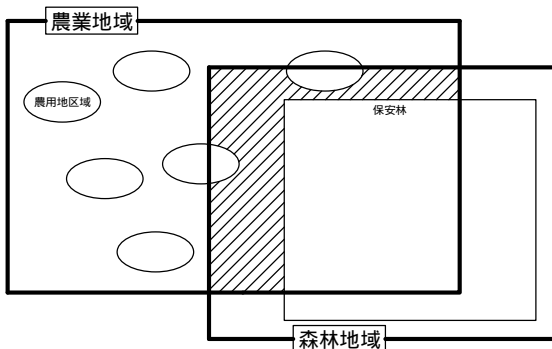
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合



原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林として利用を認めるものとする。

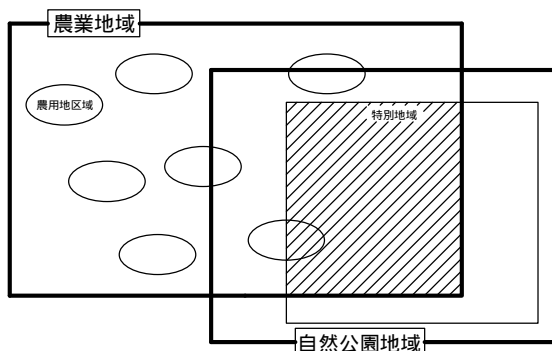
ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合



森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

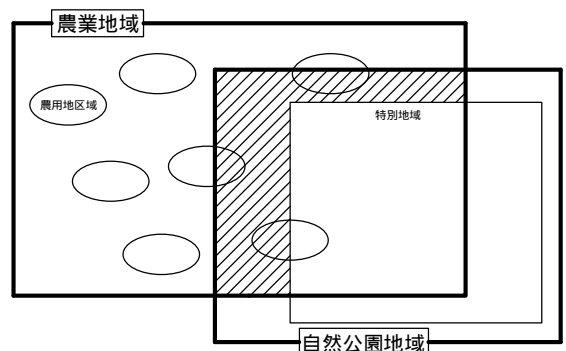
農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合



自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

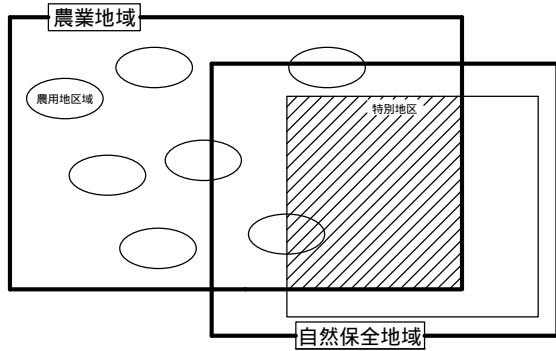
イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合



両地域が両立できるよう調整を図っていくものとする。

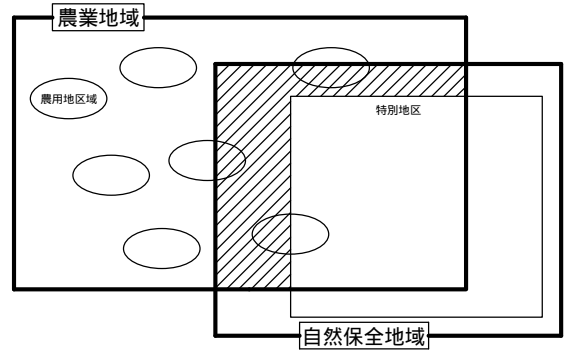
農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合



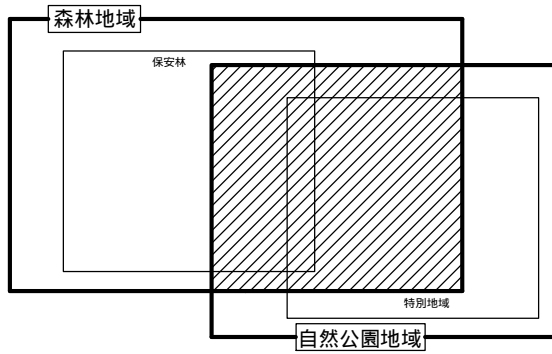
自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合



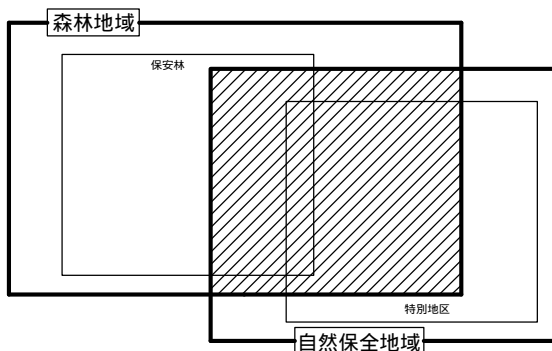
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

森林地域と自然公園地域とが重複する地域



両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

森林地域と自然保全地域とが重複する地域



両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

3 国土計画の体系

